

# 消費者教育の取組に係る実施状況について

資料 3

・学校

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
消費者教育コーディネーターの学校訪問	【内容】消費者教育コーディネーターが学校を訪問して、学校現場からの情報収集や消費生活センターからの情報提供を行うとともに、教育委員会の教育施策と消費者施策の連携を図ります。	
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導第一課・指導第二課に、消費者教育の取組について説明、児童生徒用啓発チラシの作成協力を依頼</li> <li>○教育センターに、教員向け消費者教育研修会の実施について依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導第一課・指導第二課に、消費者教育の取組について説明、児童生徒用啓発チラシの作成協力を依頼</li> <li>○<span style="color: blue;">新</span>生徒指導課（「ふれあい教室」担当）に、児童生徒用パンフレットの配布を依頼</li> <li>○教育センターに、教員向け消費者教育研修会の実施について依頼</li> </ul>
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究会家庭科部会の夏季研修会にて、消費者教育指導計画を説明、出前講座及びDVD等の教材を紹介</li> <li>○児童用啓発チラシについて、家庭科部会長の意見を聴取</li> <li>○小学校校長会にて、児童用啓発チラシの配布に係る協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究会家庭科部会の夏季研修会にて、消費者教育の取組を紹介</li> <li>○児童用啓発チラシについて、家庭科部会長の意見を聴取</li> <li>○小学校校長会にて、児童用啓発チラシの配布に係る協力依頼</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究会家庭科部会の夏季研修会にて、消費者教育指導計画を説明、出前講座及びDVD等の教材を紹介</li> <li>○生徒用啓発チラシについて、家庭科部会長の意見を聴取</li> <li>○中学校校長会にて、生徒用啓発チラシの配布に係る協力依頼及び教員向け消費者教育研修会の実施依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究会家庭科部会の夏季研修会にて、消費者教育の取組を紹介</li> <li>○生徒用啓発チラシについて、家庭科部会長の意見を聴取</li> <li>○中学校校長会にて、生徒用啓発チラシの配布に係る協力依頼及び教員向け消費者教育研修会の実施依頼</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校訪問等により、出前講座や消費者教育の取組等を紹介 ⇒実施3校（うち新規2校）</li> <li>○高等学校校長会にて、教員向け消費者教育研修会の実施依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校訪問により、出前講座や消費者教育の取組等を紹介</li> <li>○高等学校校長会にて、教員向け消費者教育研修会の実施依頼</li> </ul>
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学訪問等により、出前講座や消費者教育の取組等を紹介 ⇒実施2校（うち新規1校） ⇒大学図書館前で消費生活パネル展を開催（1校）</li> <li>○大学からのトラブル相談の受付を実施 ⇒学生用啓発パンフレットを配布、広島弁護士会との連携による注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学・専門学校訪問等により、出前講座や消費者教育の取組等を紹介</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機関訪問等により、出前講座等を紹介 ⇒実施3か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機関訪問により、出前講座等を紹介</li> </ul>

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
小・中・高等学校用消費者教育教材の提供	【内容】消費者教育に関する教材や教員用に参考となる指導資料等を学校に情報提供します。	
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育における消費者教育計画例を提示</li> <li>○児童用啓発パンフレットを配布</li> <li>○児童用啓発チラシの作成・配布</li> <li>○「子どもサポート情報通信」をメール配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新</b>授業用パワーポイントの作成・配布</li> <li>○児童用啓発パンフレットを配布</li> <li>○児童用啓発チラシの作成・配布</li> <li>○「消費者教育情報」をメール配信</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育における消費者教育計画例を提示</li> <li>○生徒用啓発パンフレットを配布</li> <li>○生徒用啓発チラシの作成・配布</li> <li>○「子どもサポート情報通信」をメール配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新</b>授業用パワーポイントの作成・配布</li> <li>○生徒用啓発パンフレットを配布</li> <li>○生徒用啓発チラシの作成・配布</li> <li>○「消費者教育情報」をメール配信</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育における消費者教育計画例を提示</li> <li>○生徒用啓発パンフレットを配布</li> <li>○「子どもサポート情報通信」をメール配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新</b>消費者庁作成パワーポイントを紹介</li> <li>○<b>新</b>NACS（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）作成パワーポイントの貸出</li> <li>○生徒用啓発パンフレットを配布</li> <li>○「消費者教育情報」をメール配信</li> </ul>
小・中・高等学校消費者教育授業モデルの開発	【内容】学校における消費者教育のための授業モデルの提案を行います。	
	○教科研究会等に働きかけ、情報を収集	○中学校家庭科県大会、教科研究会等に働きかけ、情報を収集
高等学校消費者教育の広島県との連携・協力	【内容】広島県が実施する消費者教育を推進するための取組について、その普及に協力・連携していきます。	
		○ <b>新</b> 広島県作成パワーポイントを高等学校へ紹介
学校での防犯教室、安全教室での消費者トラブルの注意喚起	【内容】県警や関連事業者と連携して、学校での防犯教室・安全教室で消費者トラブルの注意喚起を行います。	
	○広島市PTA協議会に、学校でのPTC活動としての出前講座開催を依頼	○広島市PTA協議会に、学校でのPTC活動としての出前講座開催を依頼
若年消費者学習会	【内容】成年年齢の引下げにより新たに成年になる者等を対象に、外部講師を招へいし消費者教育の講習を行います。	
	○実施回数31回（延べ37.5時間） 受講者数1,863人	○学校・大学・教育機関訪問により、出前講座等を紹介

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
大学・専門学校の学生支援室等との定期的な情報交換	【内容】消費生活センターと大学・専門学校の学生支援室等との間で定期的な連絡会議を行うほか、綿密な連絡等により、学生等の被害事例に関する最新の情報を交換できるよう学校に働きかけを行います。	
	○大学図書館前での消費生活パネル展を開催（1校）【再掲】 ○大学からのトラブル相談の受付を実施 ⇒学生用啓発パンフレットを配布、広島弁護士会との連携による注意喚起【再掲】	○大学・専門学校訪問等により、出前講座や消費者教育の取組等を紹介【再掲】
消費者安全確保地域協議会の設置・運営や見守り主体となる人材育成、学校における消費者教育推進のための組織体制の強化	【内容】消費者安全確保地域協議会を設置・運営し、見守り主体となる人材を育成するとともに、学校における消費者教育を推進するため、消費者行政の体制を強化します。	
	○消費生活審議会消費者安全確保部会（消費者安全確保地域協議会）を設置 ○消費者教育コーディネーター（教員OB）による学校訪問等を実施	○消費生活審議会消費者安全確保部会（消費者安全確保地域協議会）の運営 ○消費者教育コーディネーター（教員OB）による学校訪問等を実施 ○消費生活安全専門員（県警OB）の設置による相談体制を強化
教員を対象とした消費者教育研修の実施	【内容】消費者教育の推進役としての役割が期待される教職員の指導力の向上を図るため、国民生活センターの研修に派遣するなど、教員の消費者教育研修の受講を促します。	
教育委員会		○新研修還元報告書を消費生活センターへ提出することについて、調整済
小学校	○教科研究会家庭科部会長へ依頼し、教員1名を研修に派遣	○教科研究会家庭科部会長へ、研修に派遣する教員の推薦を依頼
中学校	○教科研究会家庭科部会長へ依頼したが、教員の研修派遣ができなかった	○教科研究会家庭科部会長へ、研修に派遣する教員の推薦を依頼
高等学校	○教科研究会家庭科部会長へ依頼し、教員2名を研修に派遣	○教科研究会家庭科部会長へ、研修に派遣する教員の推薦を依頼
電子メディア協議会による出前講座の実施	【内容】同協議会と連携・協力を図り、出前講座を実施する等、電子メディアに係る消費者教育に取り組みます。	
	○キッズシティ2018にて、電子メディア協議会による紙芝居を実施	○キッズシティ2019にて、電子メディア協議会が作成した紙芝居を実施

・地域

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
高齢者サロンワーキング事業	【内容】高齢者が日常的に集う場（サロン等）を活用し、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けたワーキング事業を行います。	
	○実施回数64回（延べ90.5時間） 受講者数 3,056人（※出前講座分を含む）	○地域のサロン等で講座を実施

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
夏休み学習会の実施	【内容】夏休み期間中に、家庭生活に密着した実践的な学習の機会を設け、消費者教育を子どもたちに直接行っていく事業を実施します。	
	○公正取引委員会による「かしこい商品の選び方～役立つ表示の話～」についての学習会を実施 (参加者：子ども10人、大人9人)	○広島県金融広報委員会による「大切なお金」についての学習会を実施
子ども向けイベントへの出展	【内容】子どもたちが参加するイベントの中で消費者としての自覚や責任、義務を学んでいけるよう、子ども向けイベントに出展します。	
	○キッズシティ2018に出展、消費生活に関わる紙芝居・クイズを実施（参加者：子ども78人、大人84人）	○キッズシティ2019に出展
若年消費者学習会【再掲】	【内容】成年年齢の引下げにより新たに成年になる者等を対象に、外部講師を招へいし消費者教育の講習を行います。	
	○実施回数31回（延べ37.5時間） 受講者数1,863人	○学校・大学・教育機関訪問により、出前講座等を紹介
成人祭における消費者啓発	【内容】新成人を対象に、成人祭で消費者被害に関するチラシ等を配布するなどにより、消費者啓発を図ります。	
	○ブースを出展し、啓発用動画の放映、リーフレットの配布等を実施 リーフレット配布数 912部	○ブースを出展し、リーフレットの配布等の啓発を実施
消費生活協力団体育成のための見守り講座	【内容】地域において消費者被害の防止等の活動に取り組む担い手となる消費生活協力団体の育成のため、外部講師による見守り講座を実施します。	
	○訪問看護事業者へ講座を実施し、消費生活協力団体として委嘱 実施回数 2回（27団体） 受講者数 36人	○訪問看護事業者、女性会等を対象に講座を実施
消費生活協力団体と消費生活センターの連携	【内容】消費生活協力団体と連携し、地域の見守り活動を実施します。	
	○協力団体に高齢者等の消費者被害について情報提供 実施頻度 月1回	○協力団体に高齢者等の消費者被害について情報提供 実施頻度 月1回
消費者安全確保地域協議会の設置・運営や見守り主体となる人材育成、学校における消費者教育推進のための組織体制の強化【再掲】	【内容】消費者安全確保地域協議会を設置・運営し、見守り主体となる人材を育成するとともに、学校における消費者教育を推進するため、消費者行政の体制を強化します。	
	○消費生活審議会消費者安全確保部会（消費者安全確保地域協議会）を設置 ○消費者教育コーディネーター（教員OB）による学校訪問等を実施	○消費生活審議会消費者安全確保部会（消費者安全確保地域協議会）を運営 ○消費者教育コーディネーター（教員OB）による学校訪問等を実施 ○消費生活安全専門員（県警OB）の設置による相談体制を強化

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
消費生活出前講座	【内容】市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体等からの申し込みにより消費生活専門相談員等を講師として派遣し、消費者トラブルの実例を通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、消費者被害の発生及び拡大の防止を図ります。	
	○実施回数64回（延べ90.5時間） 受講者数 3,056人（※高齢者サロンワーキング分を含む【再掲】）	○地域包括支援センター、社会福祉協議会等で講座を実施
消費者大学	【内容】消費者問題に対する学習意欲の高い消費者を対象に、地域における消費者活動を担う人材づくりを目指すため、消費者大学を開講します。	
	○連続8回（2時間／回）開講 受講者数 289名	○連続8回（2時間／回）開講
高齢者等の消費者被害防止対策講座	【内容】高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者・障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対する講座を実施します。	
	○実施回数18回（延べ27時間） 受講者数 848人	○老人クラブ会員、ホームヘルパー、障害者等に対する講座を実施
電子メディア協議会による出前講座の実施【再掲】	【内容】同協議会と連携・協力を図り、出前講座を実施する等、電子メディアに係る消費者教育に取り組めます。	
	○キッズシティ2018にて、電子メディア協議会による紙芝居を実施	○キッズシティ2019にて、電子メディア協議会による紙芝居を実施
社会教育における消費者教育の推進	【内容】関係部局等と連携し、社会教育における消費者教育の具体化を図ります。また、公民館など社会教育施設において、消費者問題を取り扱ってもらえるよう関係部署に働きかけます。	
	○公民館において、消費生活パネル展を実施 実施箇所数 10箇所	○公民館において、消費生活パネル展を実施

・ 職場

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
事業者向け講習会の開催等	【内容】事業者に対し、消費者志向経営や公益通報者保護制度についての講習会等を実施します。	
		○事業者に対する講習会等の実施を検討
事業者及び事業者団体による消費者教育の取組との協力	【内容】事業者及び事業者団体と協力し、消費者教育の取組促進を図ります。	
	○新聞販売関係団体へ講師を派遣	○新聞販売関係団体へ講師を派遣 ○事業者及び事業者団体による消費者教育の取組について働きかけ、情報を収集
新入社員研修における消費者問題についての講習	【内容】新入社員研修において、消費者問題についての講習会を開催します。	
		○新入社員研修における講習会の開催を働きかけ、情報を収集
事業者への消費者の意見・要望、適正な事業活動等のための情報提供	【内容】消費生活相談等における消費者の意見・要望等を的確に把握し、機会を捉えて事業者へ情報の提供を行います。	
	○事業者訪問時に、情報提供等を実施 実施件数 72件	○事業者訪問時に、情報提供等を実施

消費者教育推進計画に掲げた事業	【内容】	
	平成30年度の実績	令和元年度（平成31年度）の取組予定
各種業界との情報交換	【内容】金融、保険、ガス、家電製品など各種業界団体が主催する研修会や意見交換会などの機会を通じて情報交換を行います。	
	○各種業界団体主催の意見交換会等で情報交換を実施 保険関係 2回 電気通信関係 2回 不動産関係 2回	○各種業界団体主催の意見交換会等で情報交換を実施